障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

下記の事業者について、令和5年3月27日付で障害者総合支援法第50条第1項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定を取消したので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法 人 名 一般社団法人協働福祉事業団 (所在地:福島県岩瀬郡天栄村)
- (2) 代表 者 代表理事 深井邦弘

2 事業所名称、所在地及び処分対象となるサービス

- (1) 事業所名称 夢の丘協働作業所
- (2) 事業所所在地 福島県岩瀬郡天栄村大字小川字植松4番地
- (3) サービスの種類 就労継続支援B型
- 3 指定取消年月日 令和5年5月1日

4 処分理由

- (1) 人員基準違反 (障害者総合支援法 (以下、法という。) 第50条第1項第3号) 令和3年12月の事業再開時から、監査で確認を行った令和5年1月18日までの期間についてサ ービス管理責任者が不在であった。
- (2) 監査における虚偽の報告(法第50条第1項第6号) 令和4年11月15日の監査において、勤務実態のない者をサービス管理責任者と報告し、また、勤 務実態のない者の出勤簿・給料支払明細書(令和4年1月~同年10月分)を提示した。
- (3) 不正請求(法第50条第1項第5号)

勤務実態のない者をサービス管理責任者とした、就労継続支援B型計画を作成した上で、個別支援計画未作成減算を適用することなく、令和4年4月から令和5年1月までの間、3名の利用者488件について1,259,040円の給付費を不正に請求し、受領した。